

宅建士証の有効期間が切れていませんか！？

- 宅地建物取引士証の有効期限が切れた者は、宅地建物取引士としての業務（例：重要事項の説明、契約書への記名押印 etc.）ができません。
- 宅地建物取引士証の有効期限は5年です。
⇒宅地建物取引士証は、5年ごとに更新する必要があります。
- 建築安全課では、宅地建物取引士証の有効期限切れについて、定期的に調査しています。
- この調査で宅地建物取引士証の有効期限切れが発覚し、県から指導を受ける事例が増えています。

【参考】宅建士証切れによる宅地建物取引業者への指導件数

年度	H29	H30	R1	R2
件数	14	30	38	74

- 有効期間が切れたまま従業員が宅地建物取引士としての業務を行った場合、宅建業法に違反し、宅地建物取引業者が監督処分（業務停止処分等）を受けることがあります。
※ 宅地建物取引業法では、宅地建物取士の設置義務は、宅地建物取引業者にあります（法第31条の3）。
- 宅地建物取引業者の責任において、従業員の宅建士証の有効期間について定期的に確認し、従業員に更新を促すようお願いいたします。

宅地建物取引士証

写真 (2.4 cm x 3.0 cm)

氏名 (年 月 日生)

住所

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

令和 年 月 日まで有効

知事 印

交付年月日 年 月 日

発行番号 第 号

従業員の宅建士証の有効期限（日付）を、定期的に確認してください！

埼玉県 都市整備部 建築安全課
宅建相談・指導担当